

佐同教だより

佐賀県人権・同和教育研究協議会

住所 佐賀市大和町大字川上 佐賀県教育センター 研究調査棟内

TEL 0952(62)6434 FAX 0952(62)6435

会長挨拶(代理)

副会長 梶山 康正



誰もが生まれてきて

よかったと思える

社会の実現を

佐同教は、同和教育の早期解決と県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、あらゆる機会を捉えた研修会や大会等を開催するなど、長年にわたって人権・同和教育、啓発の推進に取り組み、一定の成果を上げてきました。しかしながら、私たちの周りにはいまだに国民的課題である同和教育問題は、はじめ、いじめや児童虐待といった「子どもの人権」に関する問題、「インターネットを悪用した誹謗・中傷」など、人間の尊厳に関わるさまざまな人権問題が存在しています。また、残念ながら県内においても、戸籍の不正取得事案、同和地区に対する問い合わせ事案、学校での賤称語発言・落書

き事案など差別事象が発生しており、憂慮すべき状況にあります。さらには、今年になって部落地名創刊を復刻し、販売しようとする動きも発生しました。

このようなことから佐同教では「差別事象の課題克服」を最優先課題と位置づけ、これまでの成果や新たな課題を踏まえながら解決に向けての討議を重ねるなど、その研究と実践に取り組んでいます。

昨年度は、社会教育と学校教育の連携を強化しながら、「人権教育」・「人権啓発」・「人権のまちづくり」という3つの柱による全県的な推進を通じて、課題克服に向けての取り組みをしてきたところです。

学校教育におきましては、目の前の子どもや親と向きあい、そこから見えてくる教育課題の解決をめざすという同和教育実践の視点を基本とした「命と尊厳を守る人権教育」の営みこそが、今、また私たちに求められております。

社会教育の場におきましては、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な

学習機会が提供されとともに、社会教育指導者のための人権教育に関する研修の充実により、指導者の資質の向上が図られております。

同和教育は「差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する」ことを原点とし、その営みは、具体的な差別の不当性に対する認識と、進路保障をめざした課題解決の道筋を獲得するとともに、私たちの自己の変革・意識改革をともし、私たちのねられながら発展してきました。それは、部落の子どもたちの学習権の保障や、進路を展望していくことにとどまらず、すべての子どもたちの未来をきり拓き、すべての人々が安心して暮らすことができる社会の実現をめざすことでもありました。

誰もが幸せを願い、自分らしく生きることを望んでいます。明るく住みやすい社会の中で、お互いが愛情と信頼に満ちたあたたかい人間関係を築いていきたいと願っています。佐同教のメインテーマである「誰もが生まれてきてよかったと思える社会の実現」に向け、会員一人ひとりが「自分が果たすべき役割」を問い直し、勇気をもって、具体的な行動に結びつけて参りましょう。

5月20日(金)

総会並びに研修会



県内の社会教育・学校教育関係者
約400名が集まり、今年度の
取り組みについて確認を行った

5月20日(金)佐賀市のメートプラザ佐賀において、県内の学校教育、社会教育関係者が参加して、第47回佐賀県人権・同和教育研究協議会総会並びに研修会が開催された。

総会では、本協議会での事業や研究課題などについて協議され、承認を受けた。また、人権・同和教育資料第46集に記載されている「いじめ防止等対応の手引き(試案)」等の紹介もされた。

研修会

「障害者差別解消法」への対応

「学校における合理的配慮と基礎的環境整備について」

佐賀県教育センター 指導主事

伊東一義さん

(最近の動向)

研修では、まず、最近の動向として、「知的発達に遅れはないものの、学習面か行動面で困難をしめす子ども」の調査結果が示された。結果は、2012年で約6.5%という結果になっていたが、現状はこの数字より多いと感じている教師が多いことが示された。さらに、県内の特別支援学級数も増えており、佐賀県は全国に比べ特別支援学級の割合が多くなっているが、これは佐賀県での特別支援学級への理解が進んでいるためではないかと話された。

「障害者差別解消法」は2013年に成立し、今年4月1日から施行された。この法律の基礎となっている考えが、インクルーシブ教育システムであることが示された。インクルーシブ教育システムとは、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのない者が一般的な教育制度から排除されないことであり、そのために個人に必要な「合理的配慮」が提供される必要があることが示された。

(合理的配慮)

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の違いについての説明があった。

「合理的配慮」とは、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、状況に応じて学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるものと示されている。また、「基礎的環境整備」とは、「合理的配慮」の基礎となるものであり、障がいのある子どもに対する支援について、国、都道府県、市町村がそれぞれ行う教育環境の整備である。

研修の中の演習では、診断書等がない場合や本人・保護者の意志表明がない場合は合理的配慮を提供しなくてよいのか、などのいくつかの設問がだされた。そのうえで大事なのは、障がいのある子どもが十分な教育を受けられるかどうかの視点で判断していくことが重要であることが示された。また、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」も異なってくることを示された。

各学校では、本人・保護者の意志表明を受けて、合意形成を図りつつ、合理的配慮を検討・決定していくことが必要であり、

その結果、本人の要望にあった内容を提供できないこともあるが、十分な情報提供をしながら代替の合理的配慮等について合意形成を図っていくことが重要であることが示された。その中で共感的対応やPDCAサイクルの活用の有効性について話された。



(学習に対する対応)

「学習に対する対応」では、生徒の実態に応じた学習環境を考えていくことが重要であり、理解の苦手さの背景にあるものを①情報入力②情報処理③出力のどこにま

ことを示された。

授業では、「ユニバーサルデザイン」の視点に立ち、4つの手立て「環境の工夫」・「組立の工夫」・「説明の工夫」・「個人差への配慮」を考え、参加している実感や理解した達成感をもつことのできる授業をしていくことの重要性を話された。

また、授業のチェックシートを用いて授業をチェックし、授業づくりを生かしていくことを提案され、説明の工夫など支援例の紹介があった。

(終わりに)

最後に、一人ひとりのニーズに応じた支援ができるように、校長がリーダーシップを発揮することや教員が必要な専門性を身につけることの大切さを示された。専門性として、①特別支援教育に関する知識・技能の活用、②教職員及び関係者の連携・協働、③共生社会の形成に関する知識の3つをあげられた。

また、「豊かな人生」のために必要なこととして、3つのことを話された。

その3つとは、①自己の特性を理解し達成を求める(自己理解)②不完全な自分を好きになること(自己肯定感)③カリスマティックアダルトとの出会いです。カリスマティックアダルトとして、教師と児童生徒との出会いの大切さを示された。

参加者の感想より(一部抜粋)

- インクルーシブ教育についてとても分かりやすく勉強になった。
- 合理的配慮について、「合意形成」とPDCAサイクルの大切さがよく分かった。
- 「学習に対する配慮」が大変具体的で分かりやすく、即実践できるものが多かった。
- 「障害者差別解消法」への対応をベースとした話は非常に分かりやすかった。
- 授業を改革すること、自己肯定感の向上、教師と生徒の人間関係がなぜ今必要なことであるかが非常によく理解できた。
- さまざまな解説が例えもよく、とても現実的だった。
- 学校が抱える課題に沿った内容で、非常に勉強になった。
- インクルーシブ教育については、「放課後児童クラブ」に生かせる面もありためになった。
- 知識と認識が深まった。社会教育の中でも広げていくことが必要なテーマだと思った。
- 行政の立場であるが、特別支援に関する内容がよく分かった。
- 1人ひとりの子どもたちが豊かな人生を生きぬくことのできる力を育んでいきたいと感じた。
- 今回の内容はとても新鮮に感じた。内容も具体性があり、大いに参考になった。